

## 感謝状等の取り扱いについて

### (1) 現金のみ

区分 (寄附金額)	感謝状等	記念品	伝達者
100万円未満の 指定寄附金	礼状	無	郵送
100万円以上～ 500万円未満の 指定寄附金	礼状 感謝状	無	市長
500万円以上の 指定寄附金	礼状 感謝状	有	

### (2) 現物のみ

区分 (寄附金額)	感謝状等	記念品の取り扱い	伝達者
100万円未満 相当の現物	礼状	無	郵送
100万円以上 相当の現物	感謝状	無	市長